

江津湖花火大会2026企画運営業務委託 基本仕様書

1 業務委託名

江津湖花火大会2026企画運営業務委託

2 業務目的

江津湖花火大会2026の開催にあたり、実施計画策定及び大会運営を一体的に担う業者を選定することで、円滑な大会運営を実現し、来場者や周辺住民にとってより安心・安全な花火大会とすることを目的とする。

3 履行場所

熊本市水前寺江津湖公園広木地区 他

4 履行期間

契約締結日から令和8年(2026年)9月30日まで

5 業務の内容

- (1) 全体計画の策定に関すること
観覧会場計画／安全対策計画／交通規制計画／観客輸送計画(シャトルバス運行計画を除く)
- (2) 会場設営に関すること(会場内バリケード・照明・駐輪場等)
水前寺江津湖公園広木地区周辺／動植物園／東部浄化センター
- (3) 看板作製・備品手配等に関すること
交通規制関係看板の作製・設置及び資材(カラーコーン等)の設置
拡声器・無線機等の手配
- (4) 仮設トイレの設置等に関すること
- (5) 出店エリアの企画・運営に関すること
- (6) その他大会運営上必要なこと

6 提案上限額

44,000千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

※ 本業務に係る一切の費用は、上記に含めるものとする。

※ 当該金額は、提案にあたっての目安(上限)となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。

7 実施報告等

- (1) 契約締結後、実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること
- (2) 業務の実施状況等、実施報告を行うこと

8 業務実施体制

- (1) 円滑な運営を図るために実行委員会と協議を行うこと

- (2) 受託事業者は、受託事業者側の業務実施体制を明確にすること
- (3) 受託事業者は、実際に本業務を遂行するための業務従事者を指揮監督する業務責任者を定めること
- (4) 実行委員会事務局担当者との連絡調整にあたる江津湖花火大会 2026企画運営営業専任の連絡調整責任者を定めること

9 受託事業者及び業務従事者の義務

- (1) 受託事業者及び業務従事者は、本業務で知り得た個人情報や、実行委員会の事務に関する機密事項等をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない
本業務が終了した後も同様とする
- (2) 受託事業者は、本業務の実施にあたって入手した実行委員会の著作物を、実行委員会の承認なしに、本業務以外の目的に使用してはならない
- (3) 受託事業者は、実行委員会が承認した場合を除き、本業務を第三者に再委託してはならない

10 留意事項

- (1) 仕様書に定めのない事項は、実行委員会と受託事業者において協議の上決定する
- (2) 本業務において実行委員会が必要と認め指示した事項については、受託事業者はその指示に従うこととする
- (3) 本業務履行のための受託事業者の人件費、旅費、通信費、印刷製本費及び契約費用の一切の経費は、本業務の委託費に含まれるものとする
- (4) 江津湖花火大会実行委員会にて大会中止の判断をした場合、それまでに要した費用については、別途協議をすることとする